

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

武豊町は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

武豊町長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度武豊町物価高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯及び子ども加算給付)支給事務【令和6年9月27日終了】 (2)令和6年度武豊町物価高騰重点支援給付金(住民税均等割非課税化世帯、住民税均等割のみ課税化世帯、子ども加算給付)支給事務【令和7年3月27日終了】 (3)令和6年度武豊町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務【令和6年11月26日終了】 (4)令和6年度武豊町物価高騰対応重点支援給付金追加給付分(住民税均等割非課税世帯及び子ども加算給付)支給事務 (5)令和7年度武豊町低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務
③システムの名称	1. 団体内統合宛名システム 2. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
公的給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1)令和5年度武豊町物価高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯及び子ども加算給付)支給事務:健康福祉部 福祉課 (2)令和6年度武豊町物価高騰重点支援給付金(住民税均等割非課税化世帯、住民税均等割のみ課税化世帯、子ども加算給付)支給事務:健康福祉部 福祉課 (3)令和6年度武豊町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務:総務部 税務課 (4)令和6年度武豊町物価高騰対応重点支援給付金追加給付分(住民税均等割非課税世帯及び子ども加算給付)支給事務:健康福祉部 福祉課 (5)令和7年度武豊町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務:総務部 税務課
②所属長の役職名	(1)令和5年度武豊町物価高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯及び子ども加算給付)支給事務:健康福祉部 福祉課長 (2)令和6年度武豊町物価高騰重点支援給付金(住民税均等割非課税化世帯、住民税均等割のみ課税化世帯、子ども加算給付)支給事務:健康福祉部 福祉課長 (3)令和6年度武豊町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務:総務部 税務課長 (4)令和6年度武豊町物価高騰対応重点支援給付金追加給付分(住民税均等割非課税世帯及び子ども加算給付)支給事務:健康福祉部 福祉課長 (5)令和7年度武豊町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務:総務部 税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒470-2392 住所:愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地 武豊町役場 総務部 総務課 電話:0569-72-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒470-2392 住所:愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地 武豊町役場 健康福祉部 福祉課・総務部 税務課 電話:0569-72-1111
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="radio"/>]適用した	
適用した理由	特定公的給付に指定されているため

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月18日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月18日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーの提供が得られない場合に氏名・住所・生年月日・性別をもとに複数人の確認の下、システム照会している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修が毎年行われている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和5年度武豊町物価高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯及び子ども加算給付)支給事務</p> <p>(2) 令和6年度武豊町物価高騰重点支援給付金(住民税均等割非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯、子ども加算給付)支給事務</p> <p>(3) 令和6年度武豊町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和5年度武豊町物価高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯及び子ども加算給付)支給事務【令和6年9月27日終了】</p> <p>(2) 令和6年度武豊町物価高騰重点支援給付金(住民税均等割非課税世帯、住民税均等割のみ課税化世帯、子ども加算給付)支給事務【令和7年3月27日終了】</p> <p>(3) 令和6年度武豊町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務【令和6年11月26日終了】</p> <p>(4) 令和6年度武豊町物価高騰対応重点支援給付金追加給付分(住民税均等割非課税世帯及び子ども加算給付)支給事務</p> <p>(5) 令和7年度武豊町低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務</p>	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	<p>番号法第9条第1項、別表第一の101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10条</p>	<p>番号利用法別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号、別表第二の121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第59条の4	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条 の表160の項	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	(1) 令和5年度武豊町物価高騰重点支援給付金 (住民税均等割のみ課税世帯及び子ども加算給 付)支 給事務:健康福祉部 福祉課 (2) 令和6年度武豊町物価高騰重点支援給付金 (住民税均等割非課税世帯、住民税均等割のみ 課税 世帯、子ども加算給付)支給事務:健康福祉部 福祉課 (3) 令和6年度武豊町低所得者支援及び定額減 税補足給付金(調整給付)支給事務:総務部 税 務課	(1) 令和5年度武豊町物価高騰重点支援給付金 (住民税均等割のみ課税世帯及び子ども加算給 付)支給事務:健康福祉部 福祉課 (2) 令和6年度武豊町物価高騰重点支援給付金 (住民税均等割非課税世帯、住民税均等割の み課税世帯、子ども加算給付)支給事務:健 康福祉部 福祉課 (3) 令和6年度武豊町低所得者支援及び定額減 税補足給付金(調整給付)支給事務:総務部 税 務課 (4) 令和6年度武豊町物価高騰対応重点支援給 付金追加給付分(住民税均等割非課税世帯及 び子ども加算給付)支給事務:健康福祉部 福 祉課 (5) 令和7年度武豊町低所得者支援及び定額減 税補足給付金(調整給付)支給事務:総務部 税 務課	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	(1) 令和5年度武豊町物価高騰重点支援給付金 (住民税均等割のみ課税世帯及び子ども加算給 付)支 給事務:健康福祉部 福祉課長 (2) 令和6年度武豊町物価高騰重点支援給付金 (住民税均等割非課税世帯、住民税均等割のみ 課税 世帯、子ども加算給付)支給事務:健康福祉部 福祉課長 (3) 令和6年度武豊町低所得者支援及び定額減 税補足給付金(調整給付)支給事務:総務部 税 務課 長	(1) 令和5年度武豊町物価高騰重点支援給付金 (住民税均等割のみ課税世帯及び子ども加算給 付)支給事務:健康福祉部 福祉課長 (2) 令和6年度武豊町物価高騰重点支援給付金 (住民税均等割非課税世帯、住民税均等割の み課税世帯、子ども加算給付)支給事務:健 康福祉部 福祉課長 (3) 令和6年度武豊町低所得者支援及び定額減 税補足給付金(調整給付)支給事務:総務部 税 務課長 (4) 令和6年度武豊町物価高騰対応重点支援給 付金追加給付分(住民税均等割非課税世帯及 び子ども加算給付)支給事務:健康福祉部 福 祉課長 (5) 令和7年度武豊町低所得者支援及び定額減 税補足給付金(調整給付)支給事務:総務部 税 務課長	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 9. 規則第9条 第2項の適用	なし	適用した 特定公的給付に指定されているため	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	3)1万人以上10万人未満	2)1,000人以上1万人未満	事後	
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	令和7年8月18日 時点	事後	
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和7年8月18日 時点	事後	
令和8年3月2日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	なし	(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か) 十分である (判断の根拠) 申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーの提供が得られない場合に氏名・住所・生年月日・性別をもとに複数人の確認の下、システム照会している。	事後	
令和8年3月2日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	なし	(最も優先度が高いと考えられる対策9)従業者に対する教育・啓発) 9)従業員に対する教育・啓発 (当該対策は十分か【再掲】) 十分である (判断の根拠) 事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修が毎年行われている。	事後	